



高浜発電所1号機及び2号機
設計及び工事計画認可申請の概要
(1、2号機 使用済燃料ピットの未臨界性評価変更)

【審査会合における指摘事項の回答】

2023年6月20日

関西電力株式会社

2023年5月18日実施の審査会合における指摘事項の回答

No	指摘事項の内容
1	水位低下時においてもSCALE6.0を適用することの妥当性を示すこと。
2	冠水時の不確定性を水位低下時にも適用することの妥当性を示すこと。
3	塩素を考慮しない体系での評価結果を示すこと。

I. コメント回答

〔コメントNo. 1〕 水位低下時においてもSCALE6.0を適用することの妥当性を示すこと。 . . . 3

〔コメントNo. 2〕 冠水時の不確定性を水位低下時にも適用することの妥当性を示すこと。 . . . 9

〔コメントNo. 3〕 塩素を考慮しない体系での評価結果を示すこと。 . . . 13

I I. 設計及び工事計画認可申請の概要

1. 設計及び工事計画認可申請の概要 . . . 15

2. 設計及び工事計画の主な変更点 . . . 22

3. 技術基準との関係性 . . . 24

4. まとめ . . . 31

<回答>

- 臨界実験ベンチマーク集※に登録されている臨界実験からベンチマーク解析を実施することで解析コードの妥当性確認を実施している。
※(「INTERNATIONAL HANDBOOK OF EVALUATED CRITICALITY SAFETY BENCHMARK EXPERIMENTS」September 2010 Edition(OECD/NEA))
- 冠水状態から水位1,000mm程度までEALFは横ばいであることから実効増倍率への寄与は液相部が支配的であり、さらに水位が低下した場合にはEALFが上昇し(図2-3)、気相部が支配的な状態へと遷移していく。臨界実験ベンチマークには、部分水位での臨界実験や、 $1.0\text{g}/\text{cm}^3$ よりも低い水密度での臨界実験が含まれており、平均C/Eは1.0近傍であり、特異な傾向はみられない。
- また、気相部による実効増倍率への寄与が支配的になる水位200mm程度のEALF(約7eV)に相当する臨界実験を含む範囲において、C/Eは1近傍で特異な傾向はみられないことから、冠水から水位200mmまでの範囲において本解析コードを適用することは妥当である。(図1-1)

(参考：極低水位における解析結果の妥当性)

- 水位0~200mmの範囲について解析した結果、水位の低下に応じて実効増倍率が単調減少する結果が得られた。(図1-2) これは、今回の気相部に流入する水分条件においては、冠水から水位200mmまでの単調減少傾向が継続することが炉物理的にも明らかであり、当該範囲における解析コードの精度を必要としなくなるため、適用妥当性確認をしなくとも問題はない。

図1-1 妥当性確認に用いたベンチマーク実験のEALFとC/Eの関係

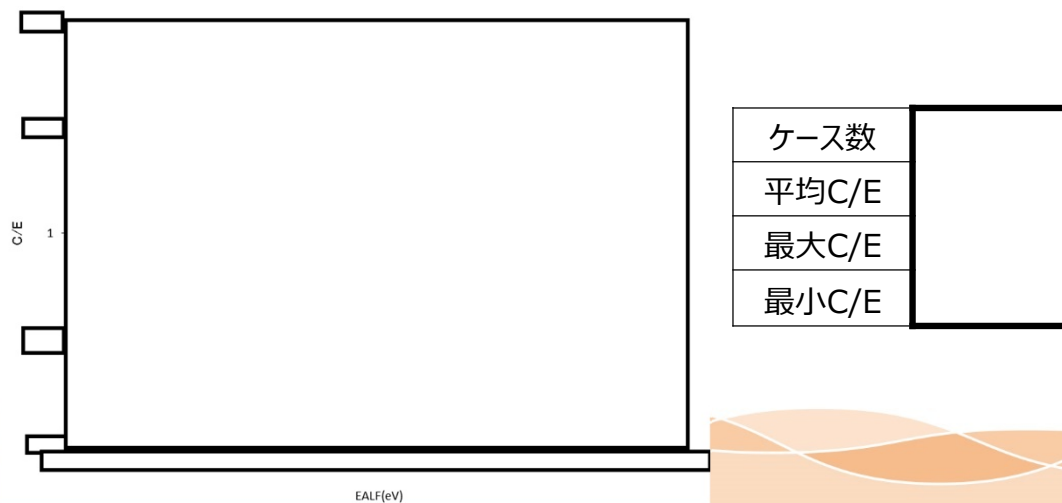
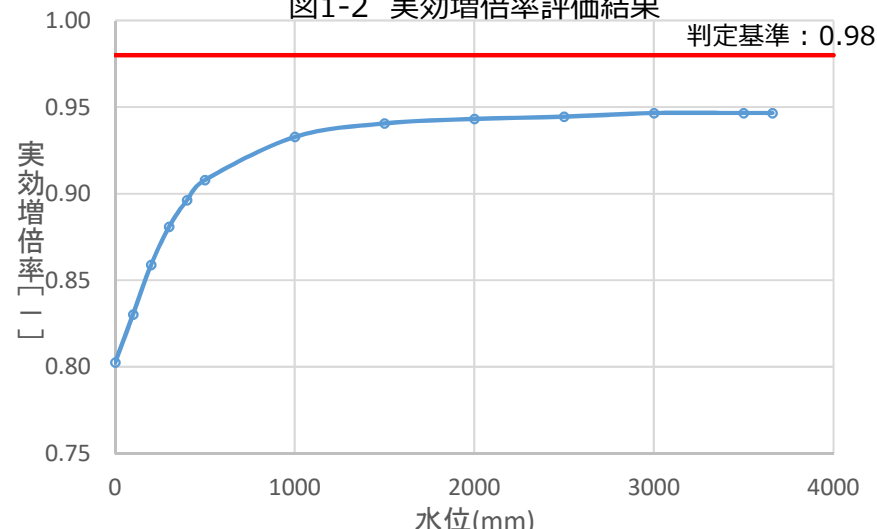


図1-2 実効増倍率評価結果



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<参考>

- 既工認、本申請に係る設置許可及び設工認申請での臨界実験ベンチマークの内訳と取扱いの変遷について表1-1に整理した。
- 既工認にて実施していた□ケースに加え、設置許可ではFPを含むウラン燃料及び塩素を含む体系のベンチマークを追加で実施し許可を得ていたが、塩素を考慮しない体系に変更することとしたことから、塩素を含む体系の臨界実験をベンチマーク数から除外することとし、また、低水位時における計算コードの適用妥当性の確認結果を拡充するため、許可時には参考として示していた低水位時相当のEALFとなる臨界実験□ケースを追加している。

表1-1 臨界実験ベンチマークの内訳と取扱いの変遷

臨界実験の体系		ウラン燃料		MOX燃料		FPを含むウラン燃料	塩素を含む体系	低水位時のEALF相当の体系	合計
		部分水位	その他	部分水位	その他				
ケース数									
既工 事 計 画	計算コードの妥当性評価	○	○	○	○				
	計算コードの不確定性算出			○	○				
	塩素の不確定性の評価	体系に塩素を考慮しない							
設 置 許 可	計算コードの妥当性評価	○	○	○	○	○	○		
	計算コードの不確定性算出	○	○						
	塩素の不確定性の評価						○		
設 工 認	計算コードの妥当性評価	○	○	○	○	○		○	
	計算コードの不確定性算出	○	○						
	塩素の不確定性の評価	体系に塩素を考慮しない							

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

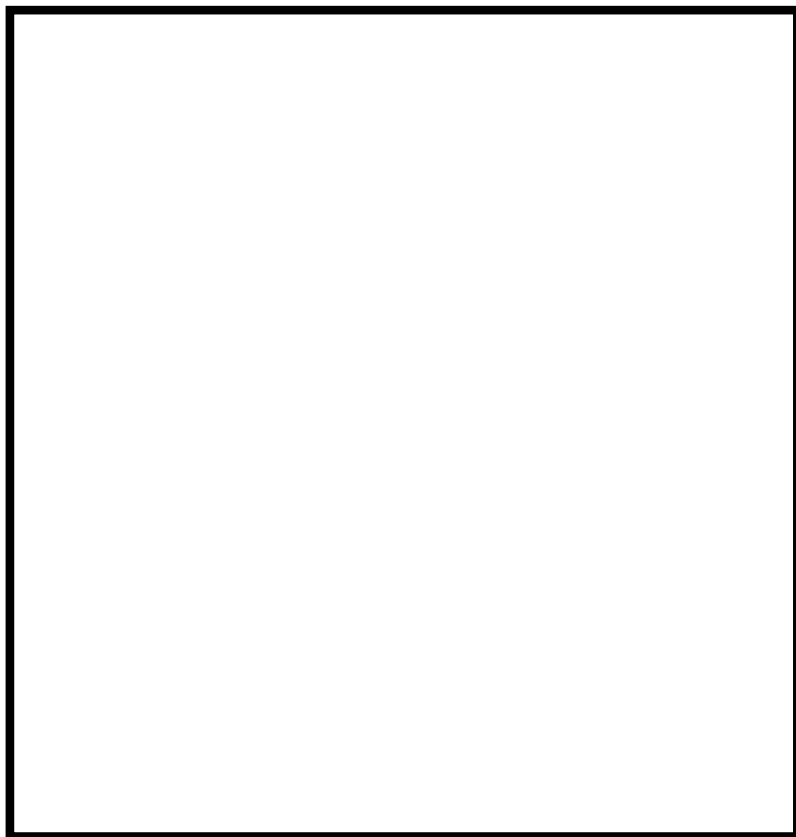
図1-3 水位調整により臨界を達成した実験



項目		単位
燃料	²³⁵ U濃縮度	wt %
	燃料材径	mm
	燃料体内の減速材体積 / 燃料体積	-
	被覆管外径	mm
	被覆材材質	-
	燃料要素ピッチ	mm
	燃料要素配列条件	-
	体系条件	-
減速材	減速材	-
	水位	mm
反射体	反射体材質	-
EALF		eV
解析ケース	実験ケース数	-
	解析ケース数	-
	実験施設	-

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

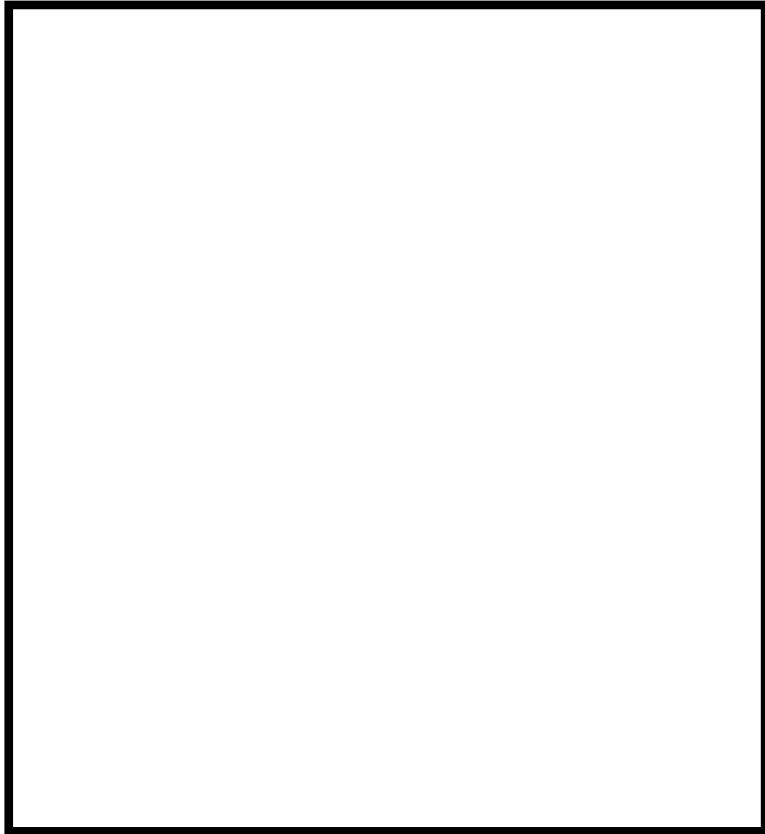
図1-4 水位調整により臨界を達成した実験 (続き)



項目		単位
燃料	²³⁵ U濃縮度	wt %
	燃料材径	mm
	燃料体内の減速材 体積/燃料体積	-
	被覆管外径	mm
	被覆材材質	-
	燃料要素ピッチ	mm
	燃料要素配列条件	-
	体系条件	-
減速材	減速材	-
	水位	mm
反射体	反射体材質	-
EALF		eV
解析ケース	実験ケース数	-
	解析ケース数	-
	実験施設	-

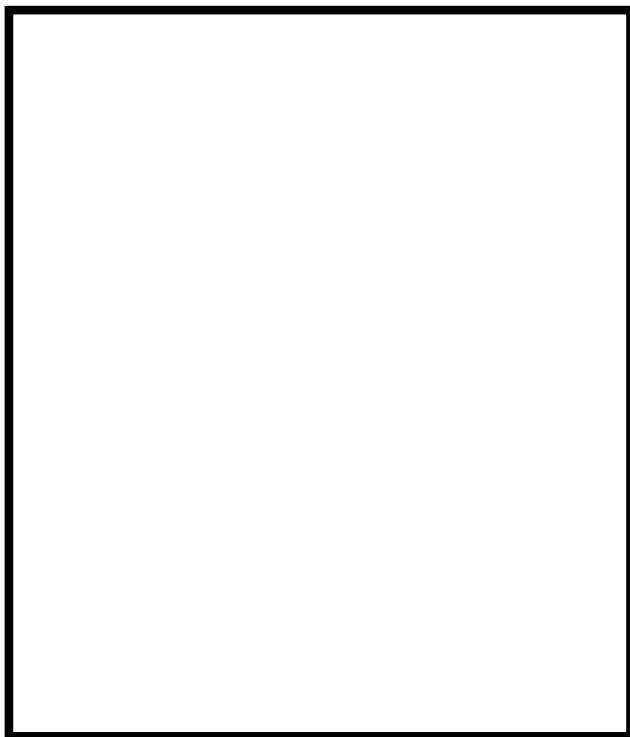
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

図1-5 水位調整により臨界を達成した実験 (続き)



項目		単位
燃料	²³⁵ U濃縮度	wt%
	Pu含有率	wt%
	燃料材径	mm
	燃料体内の減速材 体積/燃料体積	-
	被覆管外径	mm
	被覆材材質	-
	燃料要素ピッチ	mm
	燃料要素配列条件	-
	体系条件	-
	減速材	減速材
水位		mm
反射体	反射体材質	-
EALF		eV
解析ケース	実験ケース数	-
	解析ケース数	-
	実験施設	-

図1-6 水位低下時（約200mm）に相当するEALFの臨界実験体系



項目		単位
燃料	²³⁵ U濃縮度	wt%
	Pu含有率	wt%
	燃料材径	mm
	燃料体内の減速材 体積 / 燃料体積	-
	被覆管外径	mm
	被覆材材質	-
	燃料要素ピッチ	mm
	燃料要素配列条件	-
	体系条件	-
	減速材	減速材
水位		mm
反射体	反射体材質	-
EALF		eV
解析ケース	実験ケース数	-
	解析ケース数	-
	実験施設	-

<回答：計算コードに係る不確定性>

- 不確定性は「①計算コードに係る不確定性」及び「②製作公差に基づく不確定性」を考慮している。
- 「①計算コードに係る不確定性」は臨界実験ベンチマーク結果のケース数や誤差から算出されるものであり、評価体系の水位に依存するものではない。
- 既工事計画においては、評価体系に類する燃料要素を用いたベンチマーク結果をもとに計算コードの不確定性を算出している。評価体系にはウラン新燃料及び燃焼燃料が含まれるが、選定ケース数を増加させた場合、信頼係数の観点から不確定性が小さくなることから、燃焼燃料により組成が近く、評価条件が厳しくなるようMOX新燃料のケースのみを使用して不確定性算出を行っている。
- 本申請においても同様に燃料要素に着目し、プルトニウムやFPを含んだ体系のベンチマークを用いることなく、FPを含まないウラン新燃料を選定して計算コードの不確定性を算出しており、それらのケースは部分水位状態を含む臨界実験が含まれている。(図2-1)

図2-1 不確定性の算出に用いたベンチマーク実験のC/EとEALFの関係

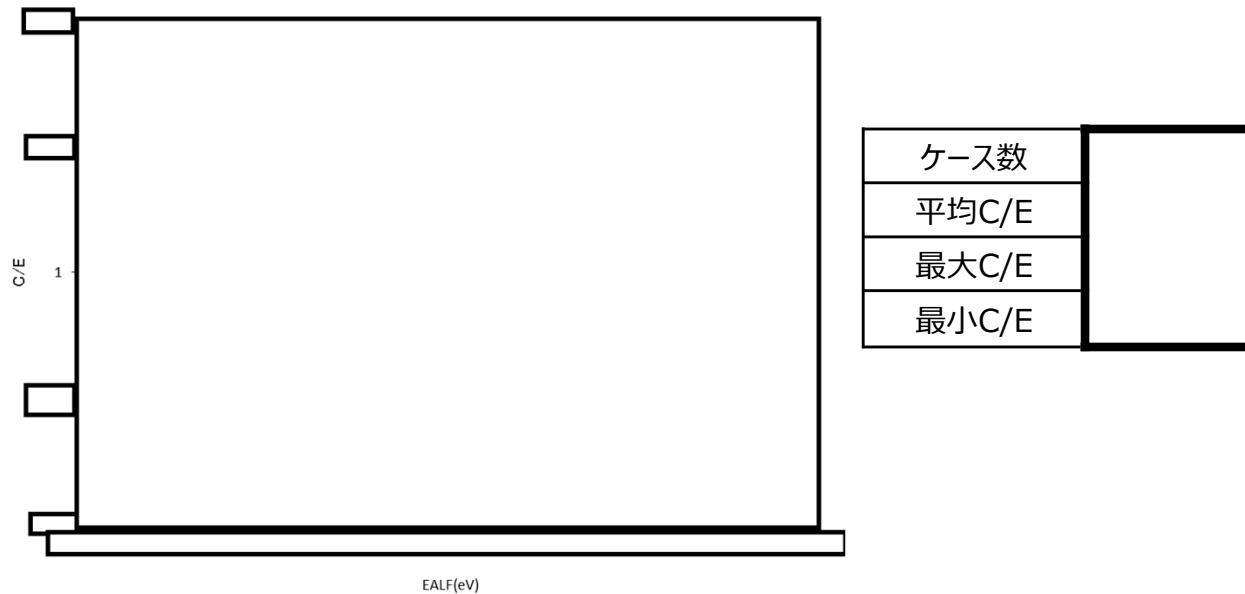
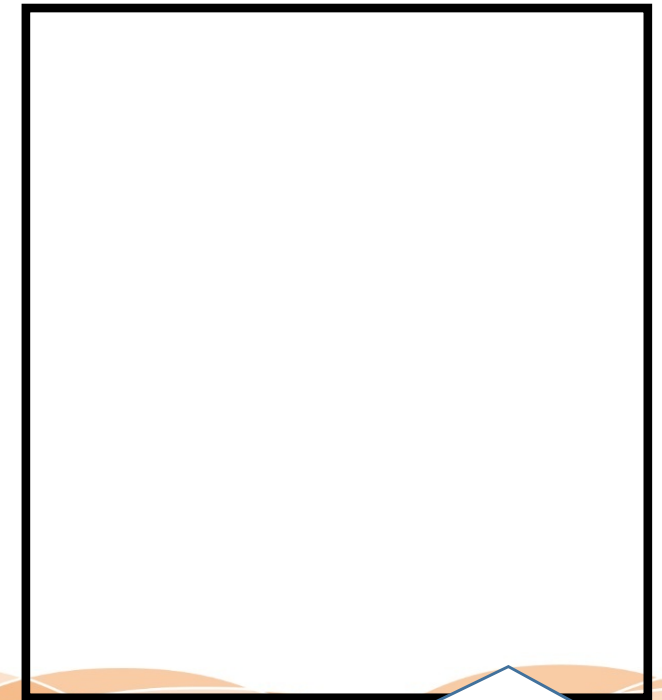


図1-6 水位低下時のEALF近傍の臨界実験体系（再掲）



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

Puを含むため、不確定性の算出に使用していない。

<回答：計算コードの不確定性 続き>

- ここで、計算コードの不確定性は評価体系の水位に依らず一定の値を用いることとしているが、その妥当性については、低水位時相当のEALFのベンチマークケースを加えて算出した計算コードの不確定性（平均誤差 δk 及び不確かさ ϵ_c ）に変化がないことでもって確認している。(表2-1)
- 従って、今回採用している、FPを含まないウラン燃料のベンチマーク結果を用いて算出した計算コードの不確定性は、低水位状態においても適用することは妥当である。

表2-1 SCALE ver.6.0の平均誤差及び不確かさ

条件	計算コード	SCALE6.0 システム (KENO-VI)						
	ベンチマーク概要	ウラン燃料 (FPなし)	採用ケース ウラン燃料 (FPなし) + 低水位 ^{※1}	低水位	MOX燃料 (FPなし)	MOX燃料 ^{※2} (FPなし)	ウラン燃料 (FPあり)	全ベンチマーク ^{※3}
	ベンチマークケース数							
評価結果	平均誤差 δk	0.0007	0.0007	0.0001	0.0007	0.0013	0.0001	0.0001
	不確かさ $\epsilon_c (=U \times S_p)$	0.0065	0.0065	0.0376	0.0110	0.0104	0.0067	0.0062
	信頼係数 $U^{\ast 4}$							
	$\overline{k_{eff}}$ の不確かさ (S_p)							

^{※1} 計算コードの妥当性確認に追加した低水位相当のEALFを持つ臨界実験のベンチマーク
^{※2} 低水位のEALF相当のケースを含まない場合の値
^{※3} FPを含まないウラン燃料+低水位+MOX燃料+FPを含むウラン燃料の全ケースを合わせたもの
^{※4} ベンチマーク解析ケース数に対する95%信頼度・95%確率での信頼係数

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<回答：製作公差に基づく不確定性>

- 次に、「②製作公差に基づく不確定性」は、計算体系の項目ごとのノミナル値を入力値として算出した実効増倍率に対して、製作公差の範囲で入力値を変化させた際の最大となった実効増倍率との差をその項目に起因する不確定性としたものであり、評価体系の水位に依存して変動する。
- 冠水状態～水位1,000mmの範囲においては、図2-2のとおり実効増倍率がほぼ横ばいであり、図2-3のとおりEALFも横ばいであることから、実効増倍率への寄与は液相部が支配的であることを確認している。
- すなわち、製作公差に起因する実効増倍率の不確定性は、液相部の評価結果に依存しており、気相部に起因する不確定性の変動は実効増倍率への寄与と同様にわずかであり、冠水時の不確定性を液相部が支配的な状態に対して適用することは妥当である。

図2-2 実効増倍率評価結果

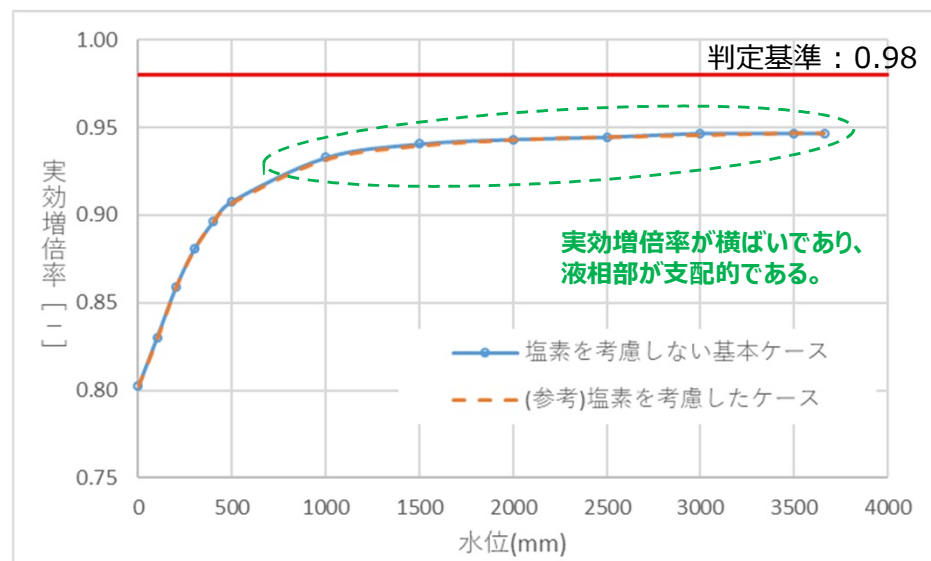
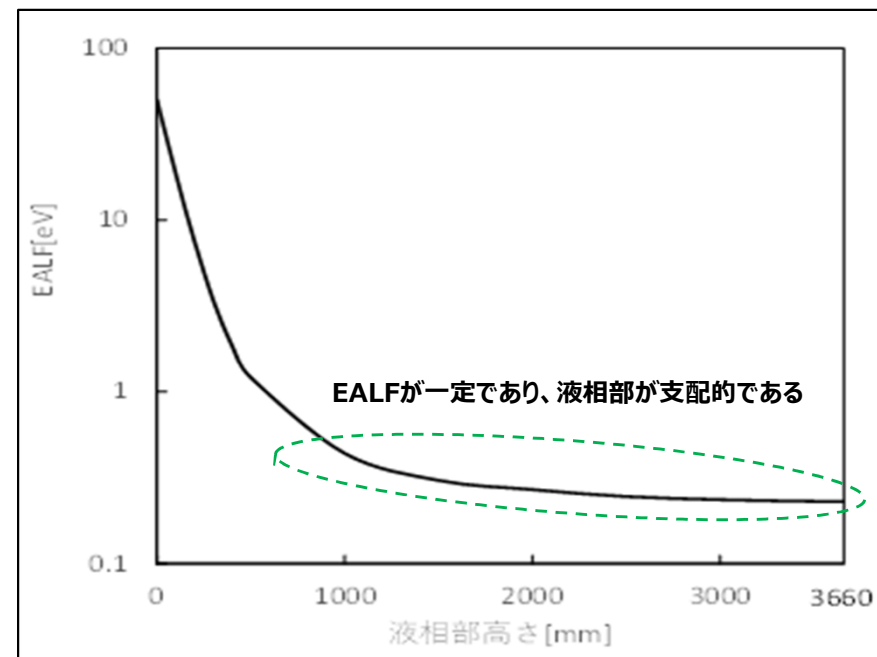


図2-3 水位とEALFの関係



<回答：製作公差に基づく不確定性>

- 塩素を考慮した体系における水位1,000mmでの不確定性及び塩素を考慮しない体系での水位0mmでの不確定性を表2-2に示す。
- ここで、冠水時と水位1,000mmでは塩素の考慮に違いがあるが、塩素は気相部にのみ考慮していること、冠水から水位1,000mmの範囲において実効増倍率は液相部支配で決まることから、塩素の考慮の違いによる影響は無視できる。
- 冠水時の不確定性と水位1,000mmでの不確定性を比較した場合、両者の差(0.0011)はモンテカルロ法による統計誤差 σ の2倍程度と小さく、この範囲においてはどの不確定性を用いて評価しても判定に影響を与えるものではないことから、今回の評価においては冠水時の不確定性を代表的に用いる。
- また、さらに水位が低い状態においては気相部支配で実効増倍率が決まってくるが、水位0mm(塩素考慮なし)での不確定性は0.0121であり、冠水時の値とほとんど変わらないことを確認している。

図2-2 実効増倍率評価結果(再掲)

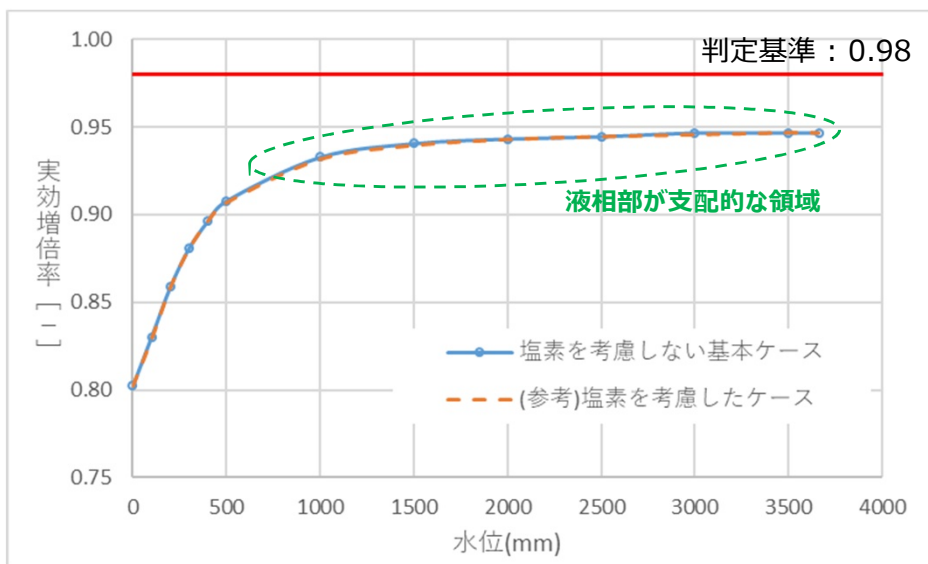


表2-2 評価体系ごとの不確定性比較

臨界計算上の不確定性評価項目			冠水時の不確定性	水位1000mm (塩素を考慮する)		水位0mm (塩素を考慮しない)		
計算コード の不確定性	平均誤差	δk	0.0007					
	95%信頼度 ×95%確率	ϵ_c	0.0065					
			不確定性	入力値	不確定性	入力値	不確定性	入力値
製作公差に基づく不確定性	ラックの内り公差	ϵ_w	0.0023		0.0016		0.0010	
	燃料製作公差	ϵ_r	0.0061	-	0.0044	-	0.0086	-
	-燃料材直径	ϵ_d	(0.0014)		(0.0014)		(0.0010)	
	-燃料材密度	ϵ_l	(0.0038)		(0.0025)		(0.0010)	
	-被覆材内径	ϵ_{cr}	(0.0014)		(0.0015)		(0.0012)	
	-被覆材外径	ϵ_{cd}	(0.0032)		(0.0026)		(0.0083)	
	-燃料体外寸	ϵ_a	(0.0029)		(0.0014)		(0.0010)	
	ラック内燃料偏心 ^{注1}	ϵ_f	0.0042	-	0.0039	-	0.0023	-
	ラックの中心間距離公差	ϵ_p	0.0036		0.0035		0.0024	
統計誤差			σ		0.0005		0.0004	
不確定性合計 ^{注2}			ϵ	0.0115	0.0104		0.0121	

不確定性のばらつきは0.001程度であり小さい

注1: [] のラック内での燃料体の偏心モデルでの [] 評価結果

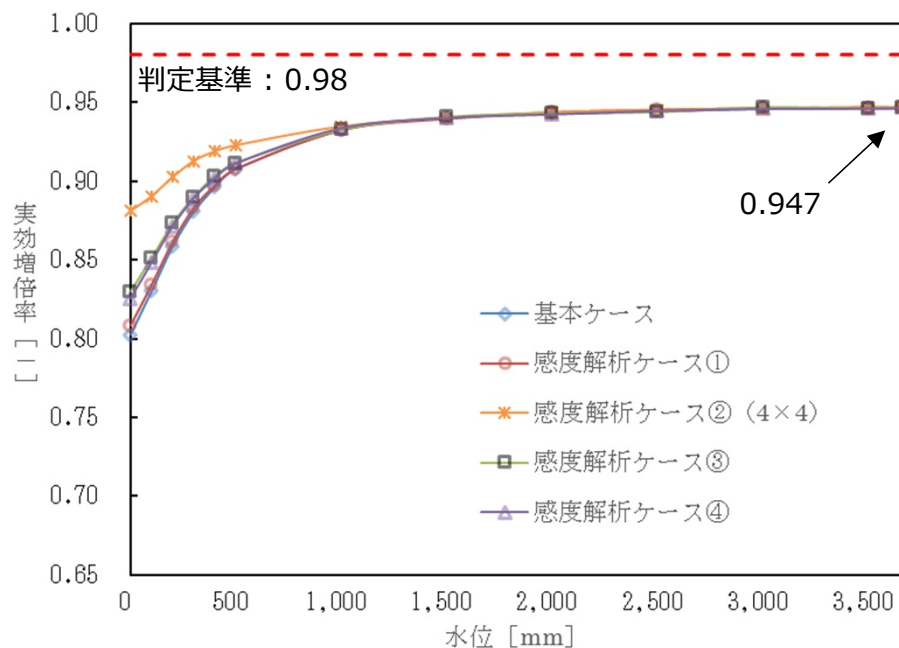
注2: []

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<回答>

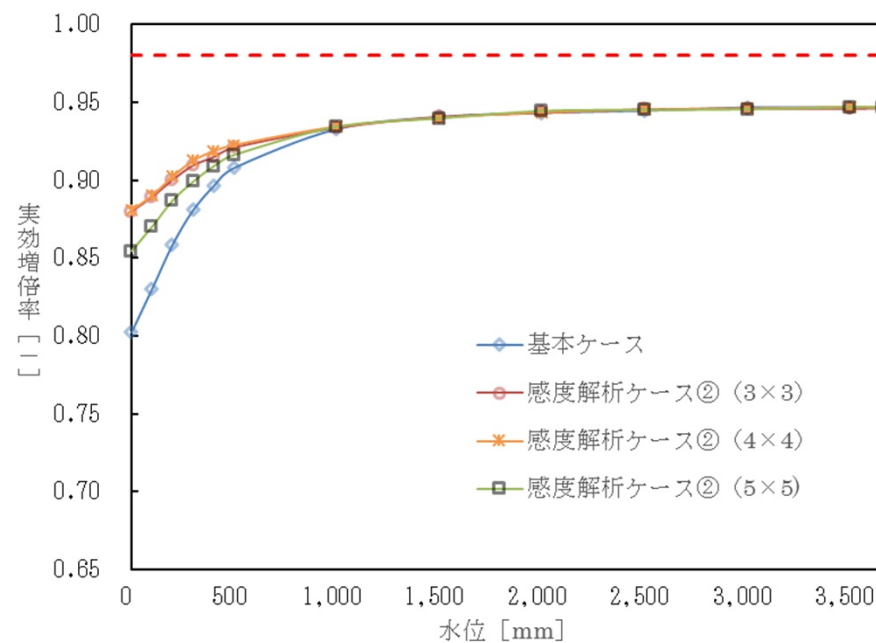
- 塩素を考慮しない体系における基本ケースの実効増倍率は、図3-1のとおり冠水状態において最大値0.947となり、水位が低下するに伴い、単調に減少している。最大値に、不確定性0.0115を考慮した値は0.959であり、判定基準（0.98以下）を満足している。
- コメントNo.2で述べた通り、冠水～1,000mmの範囲においては、冠水時の不確定性を用いることは妥当であり、それよりも水位が低い状態では実効増倍率は大きく低下していることから、不確定性を考慮した場合においても実効増倍率は冠水時が最大となる。
- また、各感度解析ケースにおいても基本ケースと同様に、実効増倍率は冠水が最大値となり、水位が低下するに伴い単調に減少し、特異な傾向を示さないことを確認している。
- 以上より、塩素を考慮しない体系において、燃烧度や中性子吸収体の有無を考慮せずに大規模漏えい時においても臨界を防止できることを確認した。

図3-1 実効増倍率評価結果(1/2)※



※不確定性を含まない値

図3-2 実効増倍率評価結果(2/2)※



※不確定性を含まない値

II.設計及び工事計画申請の概要

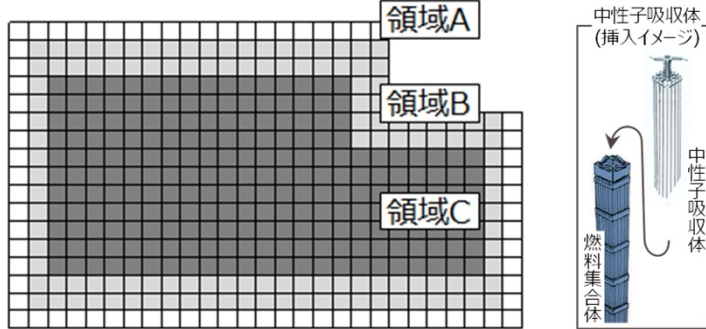
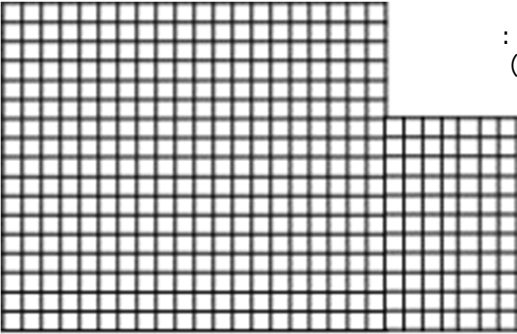
<申請の概要>

1、2号機の使用済燃料ピット（以下、SFP）の大規模漏えい時における臨界防止設計について、既工事計画では燃焼度やSFP用中性子吸収体の有無による貯蔵領域を設けたうえで、理論上の全ての状態を包絡する条件として、液相、気相を区別せず $0 \sim 1 \text{ g/cm}^3$ までの範囲において臨界に達しない設計としていた。

今回申請では、SFP内の水分状態に対し、重大事故等対応向けに整備しているSFPへの注水・放水手順において用いる設備の特徴や、放水された水の状態等を踏まえたより実態に則した条件を設定し、**燃焼度やSFP用中性子吸収体の有無を考慮せずに臨界を防止する設計へ変更**する。

これに伴い、従前の**燃焼度及びSFP用中性子吸収体の存在を考慮した配置制限は廃止するが**、配置制限に関する運用の変更のみであり、SFP用中性子吸収体である**制御棒クラスタは継続して使用済燃料ピット内に貯蔵すること**、その他**既設設備の改造及び新設設備の設置は伴わないことから、撤去工事を含む現場工事は実施しない。**

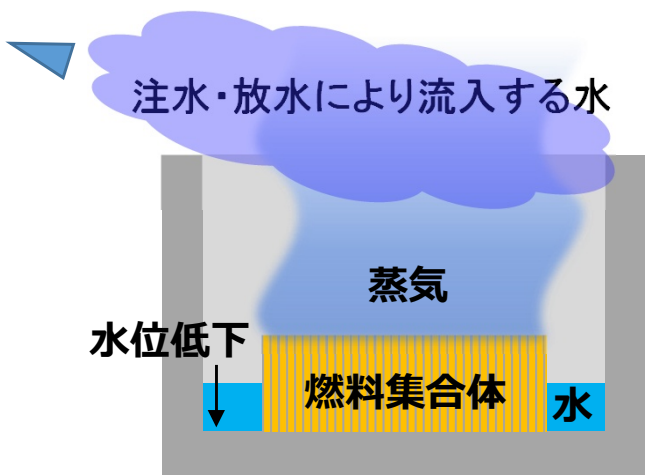
設計及び工事計画認可申請の概要

	既工事計画	今回申請																								
水密度条件	非常に保守的な条件 (全ての一様な水密度 $0 \sim 1 \text{ g/cm}^3$)	重大事故等時の実態に則した条件 (事故時に使用する設備の流量や、燃料集合体の幾何形状を踏まえた条件を設定)																								
燃料条件	 <table border="1" data-bbox="264 1284 1019 1524"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">55GWd/t燃料</th> <th colspan="2">48GWd/t燃料</th> </tr> <tr> <th>中性子吸収体なし</th> <th>中性子吸収体あり</th> <th>中性子吸収体なし</th> <th>中性子吸収体あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□領域A</td> <td>0GWd/t</td> <td>0GWd/t</td> <td>0GWd/t</td> <td>0GWd/t</td> </tr> <tr> <td>■領域B</td> <td>20GWd/t</td> <td>0GWd/t</td> <td>15GWd/t</td> <td>0GWd/t</td> </tr> <tr> <td>■領域C</td> <td>50GWd/t</td> <td>15GWd/t</td> <td>45GWd/t</td> <td>10GWd/t</td> </tr> </tbody> </table>		55GWd/t燃料		48GWd/t燃料		中性子吸収体なし	中性子吸収体あり	中性子吸収体なし	中性子吸収体あり	□領域A	0GWd/t	0GWd/t	0GWd/t	0GWd/t	■領域B	20GWd/t	0GWd/t	15GWd/t	0GWd/t	■領域C	50GWd/t	15GWd/t	45GWd/t	10GWd/t	 <p>: 全て新燃料 (55GWd/t燃料)</p> <p>55GWd/t新燃料敷詰 SFP用中性子吸収体の存在は考慮しない</p>
	55GWd/t燃料		48GWd/t燃料																							
	中性子吸収体なし	中性子吸収体あり	中性子吸収体なし	中性子吸収体あり																						
□領域A	0GWd/t	0GWd/t	0GWd/t	0GWd/t																						
■領域B	20GWd/t	0GWd/t	15GWd/t	0GWd/t																						
■領域C	50GWd/t	15GWd/t	45GWd/t	10GWd/t																						

臨界が防止できることを確認する評価について、今回評価では、大規模漏えい時の事象進展を考慮し、液相部・気相部それぞれに、より実態に則した水分状態を設定する。

大規模漏えい時の事象進展

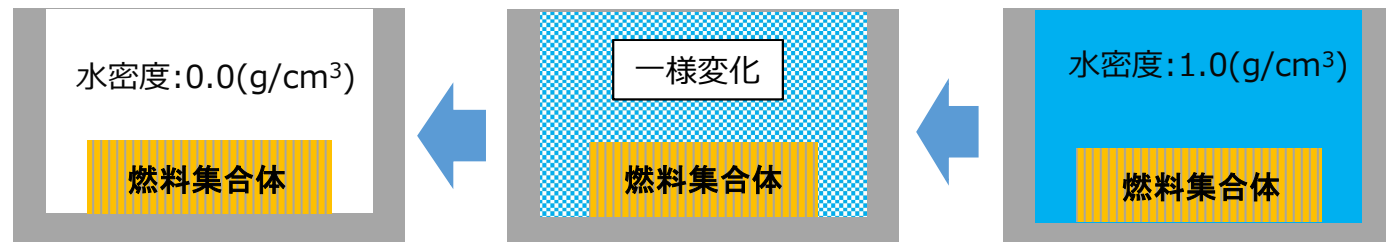
- 大規模漏えい時には、整備している手順に基づき、SFPへ注水・スプレイ及び放水が実施される。
- 注水・スプレイ及び放水時のSFP雰囲気は、液相部（SFP水面より下部）と気相部（SFP水位より上部）の2相に分かれ、ピット水の漏えいが進むにつれ徐々に液相部水位が低下する。



【実機での現実的な状態】

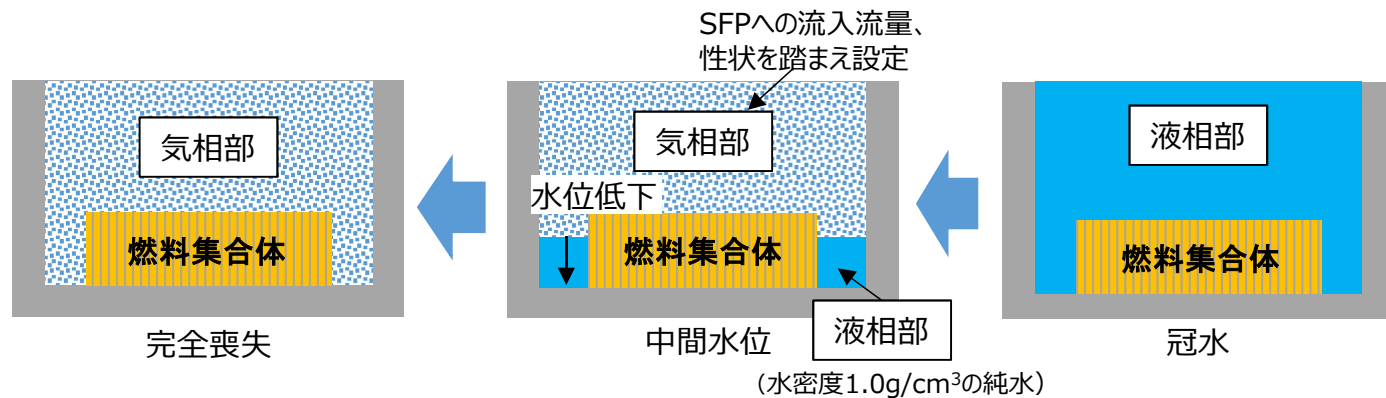
○既工事計画における設計

理論上の全ての状態を包絡する条件として、液相、気相を区別せず、SFP全体の水密度を一様として、全ての水密度範囲 (0.0~1.0g/cm³) の条件で評価する。



○今回申請

- 大規模漏えい時の実機での現実的な状態を考慮し、液相部と気相部の2相に分け、液相部の水位の変化を踏まえて評価する。
- 気相部の水分条件は、SFPに流入する水の流量や性状(液膜化)を踏まえ設定する。
- 液相部の水分条件は、実効増倍率を高める条件として、水密度1.0g/cm³の純水とする。

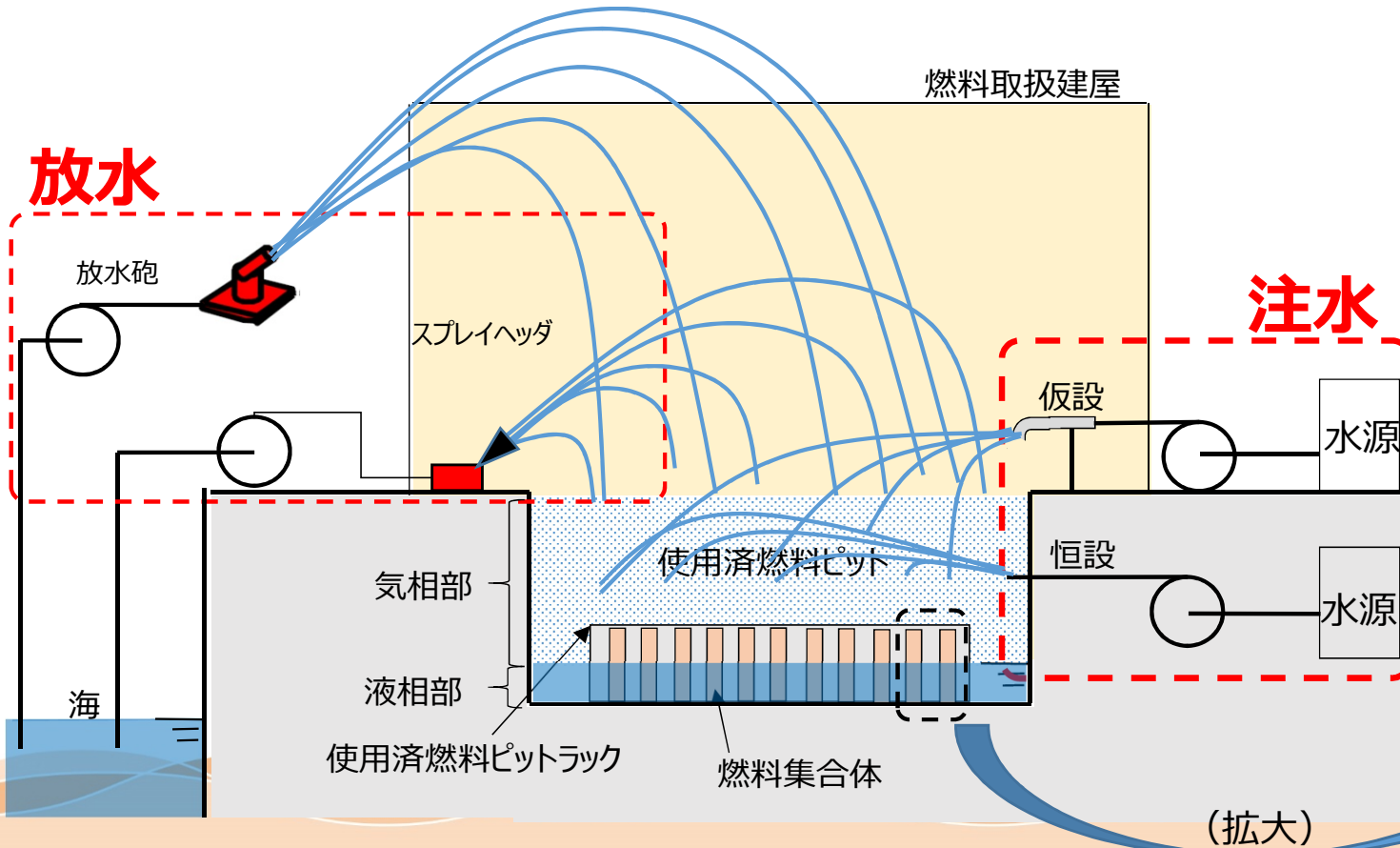


(水密度1.0g/cm³の純水)

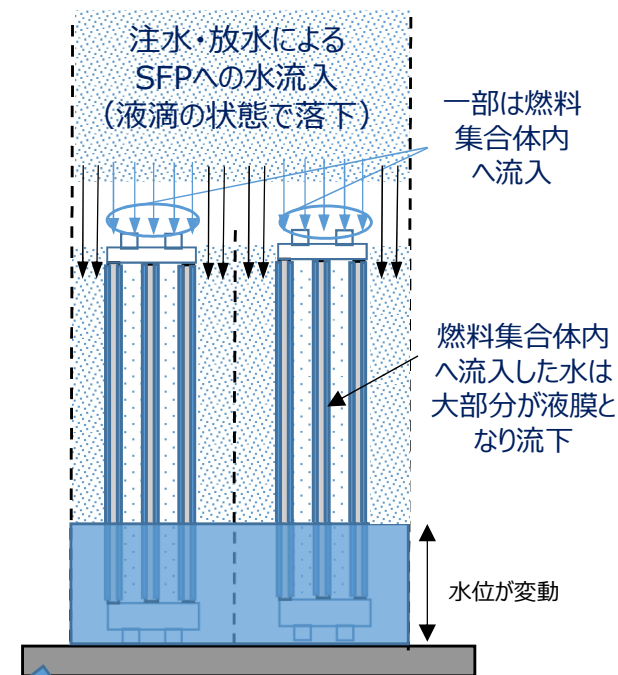
<条件設定における基本的考え方>

- 重大事故等対応向けに整備しているSFPへの注水・放水手順において用いる設備の特徴や、放水された水の状態を等を踏まえた、事故時の実態により則した状態（基本ケース）を設定する。**例えば、以下のように条件を設定する。
 - SFP内には手順で使用するポンプの流量に基づく水量が流入する。
 - 燃料集合体に流入した水は、液滴としてではなく、燃料棒の表面を液膜となり流下する。
- 基本ケース条件に対して、外的要因等による不確かさの発生により評価結果が厳しくなりうる場合は、当該不確かさ影響を考慮した状態を設定（感度解析ケース）し、未臨界性を確認する。**

<SFPへの注水・放水時の状況>



<流入した水の状態>



(拡大)

設計及び工事計画認可申請の概要 (4/7)

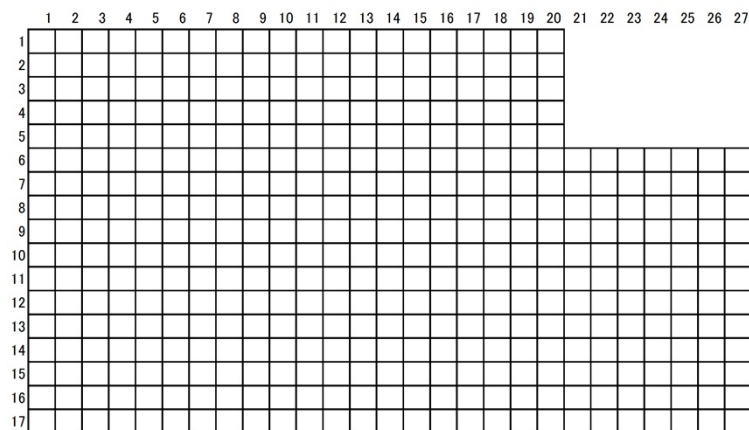
流量や流入範囲等に事故時の実態により則した条件を設定した基本ケース、及び各条件に対する不確かさ影響を確認する感度解析ケースを設定し、これらの条件に基づき未臨界性評価を実施した。

評価条件		事故時の実態により則したケース (基本ケース)	1手順あたりのポンプ 台数による感度を確認 する解析 (ケース①)	風の影響① (流入範囲を 狭める風の影響) による感 度を確認する解析 (ケース②)	風の影響② (斜め方向に液滴を落 下させ燃料集合体内への流入割合 に影響を与える風の影響) による 感度を確認する解析 (ケース③)	スプレー試験における液滴径 測定箇所毎の結果の差異に よる感度を確認する解析 (ケース④)	
水分条件	流量	□ (m ³ /h) ・重大事故等対応向けに整備している注 水・放水手順を全て同時に実施 ・1手順につき1台のポンプを使用	□ (m ³ /h) 1手順につき、設置さ れるポンプ全数を使用	□ (m ³ /h)	←	←	
	SFPへの流入範 囲、流量分布	流入範囲	SFP全面 ・流量が大きい放水設備の着水範囲を踏 まえ設定 (SFPの大きさは約110m ²)	←	局所 全流量が4×4 ラック(約2.6m ²) へ流入	SFP全面	←
		流量分布	一様	←	←	←	←
	燃料集合体内への流入割合		23 (%) ・ラックピッチと燃料集合体の幾何形状より 求まる面積比	←	←	46(%) 斜め方向からの液滴流入を 考慮した最大割合	23(%)
	液膜厚さ	集合体内へ流入した流量 のうち液膜となる流量割合	100 (%)	←	←	←	←
		液膜厚さ評価式	包絡式	←	←	←	←
	気相部 水密度 (放水の 液滴径 等)	流入 範囲内	集合体内へ流入した流量のうち 液滴のまま落下する流量割合	0 (%)	←	←	←
			燃料集合体内	飽和蒸気密度 0.0006 (g/cm ³) 液滴径1.5mmを用いた水密度	←	←	←
		燃料集合体外	・評価結果が厳しくなるよう、全流量がス プレー設備による放水時の液滴の状態となっ て落下することを想定。 ・液滴径は、体積換算した平均値を使用	←	←	←	液滴径0.4mmを用いた水 密度 体積換算で、有意であると 考えられる液滴径の下限值
		流入範囲外	-	-	0.0006 (g/cm ³)	-	-
海水中の塩分濃度		-	←	←	←	←	

- 基本ケース及び感度解析ケースの全てのケースにおいて、純水冠水状態から液相部高さの低下に伴い実効増倍率は減少し、純水冠水状態において最大0.947となった。
- これに製作公差等による不確定性を考慮しても実効増倍率は0.959であり、未臨界性上の判断基準0.98を下回っており、燃烧度や中性子吸収体の有無を考慮せずに大規模漏えい時においても臨界を防止できることを確認した。

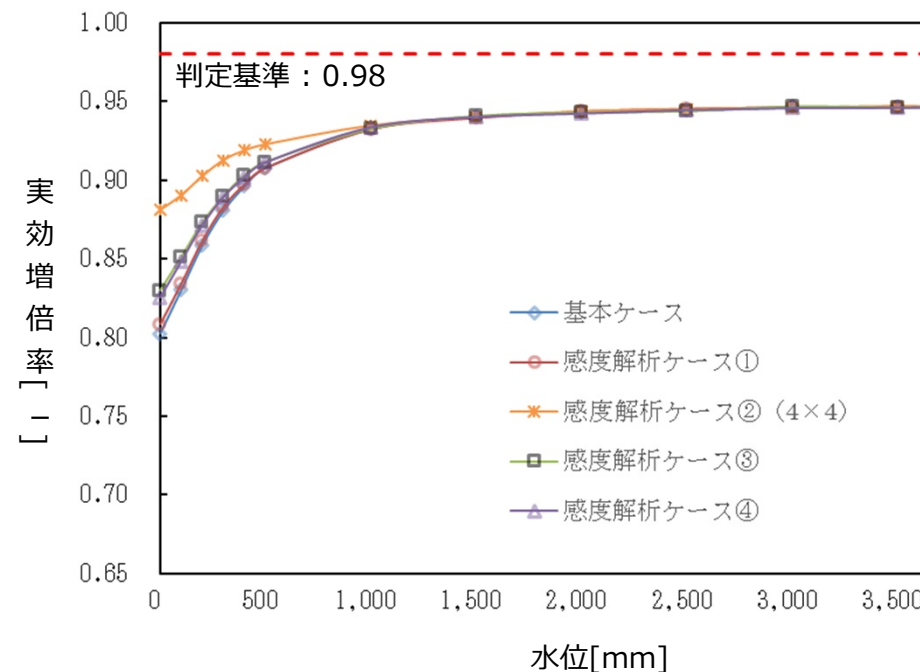
【評価条件】

○ 燃料条件：新燃料敷き詰め（下図）



○ 水分条件：前頁の整理表に基づく条件

【各ケース評価結果】



【設計及び工事計画の変更概要】

既認可の設工認申請書及び今回の申請書上の記載状況について下表に整理した。

				既工認申請		今回申請		備考 (今回申請後の扱い)
				計測制御系統施設	核燃施設	計測制御系統施設	核燃施設	
運用	臨界防止の管理 (領域管理)			—	○ (基本設計方針に記載)	—	— (基本設計方針から削除)	運用の廃止
設備	SFP用中性子吸収体	制御棒 クラスター※	計測制御系統施設と兼用	○ (要目表に核燃施設と兼用と注記)	○ (基本設計方針に記載)	○ (要目表から兼用の注記を削除)	— (基本設計方針から削除)	計測制御系統施設として引き続き使用
			上記以外	—	○ (基本設計方針に記載)	—	— (基本設計方針から削除)	SFP内で保管
	SFP用中性子吸収棒集合体		—	○ (基本設計方針に記載)	—	— (基本設計方針から削除)	未製造であり、今後とも使用しない	

○：記載あり

—：記載なし

※：既工認申請時点で1号機：114体、2号機：113体

前頁の整理を踏まえ、今回申請での各施設毎の記載の変更内容を以下に抽出した。

施設	記載事項	変更内容
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	要目表	・変更なし
	基本設計方針	・未臨界性の評価方針を変更 (SFP全面の水密度を0~1cm ³ の範囲で一様に変化 →重大事故等時の実態に則した条件+不確かさの感度解析) ・貯蔵領域の設定やSFP用中性子吸収体に係る記載を削除
計測制御系統施設	要目表	・制御棒の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設との兼用を廃止
	基本設計方針	・変更なし

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1)基本設計方針

変更前	変更後	変更概要
<p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p><中略></p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、<u>臨界にならないよう配慮したラック形状、燃料配置及び制御棒クラスタ若しくは使用済燃料ピット用中性子吸収棒集合体（以下「使用済燃料ピット用中性子吸収体」という。）配置において貯蔵領域を設定することにより、スプレーや蒸気条件においても臨界を防止する設計とする。</u></p>	<p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p><中略></p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、<u>可搬型スプレー設備にて、使用済燃料ピットラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注水、スプレー及び蒸気条件のもと、制御棒クラスタ等の中性子吸収効果を考慮せずに実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下で臨界を防止できる設計とする。</u></p> <p><u>未臨界性の確認における条件の設定に際しては、設計値等の現実的な条件を基本としつつ、原則、実効増倍率に対して余裕が小さくなるような設定とする。また、解析条件の不確かさ影響を考慮する必要がある場合には、影響評価において感度解析を行う。</u></p>	<p>記載の適正化設計を変更</p> <p>未臨界性評価手法を反映</p>
<p>貯蔵領域は以下の方針に基づき、外周領域、中間領域及び中央領域を設計する。</p> <p><中略></p> <p>中央領域：10GwD/t以上”を貯蔵する設計とする。</p> <p>燃料体等又は使用済燃料ピット用中性子吸収体の移動に際しては、未臨界が維持できることをあらかじめ確認している配置に基づき移動することを保安規定に定めて、臨界を防止できるよう管理する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>貯蔵領域の設定に係る記載を削除</p>
<p>使用済燃料ピット用中性子吸収棒集合体は、20本の中性子吸収棒をクラスタ状にし、</p> <p><中略></p> <p>悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(削除)</p>	<p>使用済燃料ピット用中性子吸収棒集合体に係る記載を削除</p>
<p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>(3) 使用済燃料ピットへのスプレー</p> <p><中略></p> <p><u>また、使用済燃料ピットは、可搬型スプレー設備にて、使用済燃料ピットラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないよう配慮したラック形状、燃料配置及び使用済燃料ピット用中性子吸収体配置において、いかなる一様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて0.98以下で臨界を防止できる設計とする。</u></p>	<p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>(3) 使用済燃料ピットへのスプレー</p> <p><中略></p> <p>(削除)</p>	<p>2.燃料貯蔵設備に記載箇所を変更</p>

計測制御系統施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項

2 制御材に係る次の事項

(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、主要寸法及び個数

以下の設備は、既存の計測制御系統施設のうち制御材（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵設備と兼用）であり、本設計及び工事計画で計測制御系統施設のうち制御材とする。

名称		変更前	変更後	
種	類	制御棒 ^(注1)	制御棒	
組成	制御材	制御棒クラスタ	変更なし	
反応度制御能力	$\Delta k/k$	銀-インジウム-カドミウム合金 (最大反応度効果を有するクラスタ1本挿入不能時) 約 0.05		
停止余裕	$\Delta k/k$	(最大反応度効果を有するクラスタ1本挿入不能時) 0.0177 以上		
主要寸法	クラスタ全長	mm		4,025 ^(注2)
	クラスタ有効長さ	mm		3,607 ^(注2)
	クラスタたて	mm		153.4 ^(注2)
	クラスタ横	mm		153.4 ^(注2)
	制御棒外径	mm		11.2 ^(注2)
	制御棒被覆管厚さ	mm		0.5 (0.5 ^(注2))
クラスタ個数	—	48		

(注1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵設備と兼用

(注2) 公称値

- 計測制御系統施設と兼用している制御棒クラスタは、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（以下、「核燃施設」という。）の重大事故等対処設備としての機能に期待しない（廃止する）こととするが、計測制御系統施設としての設計に変更はなく、引き続き計測制御系統施設として使用する。
- 計測制御系統施設と兼用していない制御棒クラスタは、核燃施設の重大事故等対処設備としての機能に期待しない（廃止する）こととし、SFP内で保管する。
- SFP用中性子吸収棒集合体は、核燃施設の重大事故等対処設備としての機能に期待しない（廃止する）こととし、今後使用しない。

本設計変更に係る設備及び技術基準規則の各条文への関連性を整理した結果は以下の通り。

○：対象 ×：対象外

技術基準規則	適用条文	審査対象 条文	理由
○重大事故等対処施設			
第49条 重大事故等対処施設の地盤	○	×	重大事故等対処施設であることから適用条文であるが、本申請は重大事故等時のSFP臨界評価に関する評価手法及び運用の変更に関する申請であり、既存設備の仕様変更及び新設設備の設置は行わず、審査対象条文とならない。
第50条 地震による損傷の防止	○	×	
第51条 津波による損傷の防止	○	×	
第52条 火災による損傷の防止	○	×	
第54条 重大事故等対処設備	○	×	
第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	○	○	本申請は重大事故等時のSFP臨界評価に関する評価手法及び運用の変更に関する申請であり、従来の燃焼度及びSFP用中性子吸収体を考慮した領域管理によらず、重大事故等時の実態により則した条件において臨界を防止する設計とすることから、審査対象条文となる。

（重大事故等対処施設の地盤）

第四十九条

重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に施設しなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

	適合のための設計方針
既認可の 基本設計方針	<p>（基本設計方針）</p> <p>1. 地盤等</p> <p>1. 1 地盤</p> <p>＜中略＞常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、自重や運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>
今回申請の 基本設計方針	<p>・未臨界性の評価方針及び運用の変更のみであり、<u>既設計に影響を与えないことから、設計方針の変更不要</u></p>
本申請書 での対応	<p><u>設計方針に変更はないため、審査対象外</u></p>

（地震による損傷の防止）
 第五十条
 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより施設しなければならない。

適合のための設計方針
 第1項について

適合のための設計方針	
既認可の 基本設計方針	（基本設計方針） 2. 自然現象 2. 1 地震による損傷の防止 2. 1. 1 耐震設計 a. <中略> 重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動Ssによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。
今回申請の 基本設計方針	未臨界性の評価方針及び運用の変更のみであり、 <u>既設計に影響を与えないことから、設計方針の変更不要</u>
本申請書 での対応	<u>設計方針に変更はないため、審査対象外</u>

（津波による損傷の防止）

第五十一条

重大事故等対処施設が基準津波によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

適合のための設計方針

	適合のための設計方針
既認可の基本設計方針	<p>（基本設計方針）</p> <p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1. 1. 耐津波設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置（変更）許可を受けた基準津波によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、耐津波設計に用いるために、最も水位変動が大きい入力津波を設定する。</p>
今回申請の基本設計方針	<p>未臨界性の評価方針及び運用の変更のみであり、<u>既設計に影響を与えないことから、設計方針の変更不要</u></p>
本申請書での対応	<p><u>設計方針に変更はないため、審査対象外</u></p>

（火災による損傷の防止）

第五十二条

重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 火災の発生を防止するため、次の措置を講ずること。

□ 重大事故等対処施設には、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

適合のための設計方針

適合のための設計方針

	適合のための設計方針
既認可の 基本設計方針	<p>（基本設計方針）</p> <p>(1)火災発生防止</p> <p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若しくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p>
今回申請の 基本設計方針	未臨界性の評価方針及び運用の変更のみであり、 <u>既設計に影響を与えないことから、設計方針の変更不要</u>
本申請書 での対応	<u>設計方針に変更はないため、審査対象外</u>

（重大事故等対処設備）

第五十四条

重大事故等対処設備は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。

適合のための設計方針

	適合のための設計方針
既認可の基本設計方針	<p>（基本設計方針）</p> <p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p><中略></p> <p>使用済燃料ピット用中性子吸収棒集合体は、使用済燃料ピットにおける圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質、耐食性及び化学的安定性を保持する設計とする。また、流路孔を有し、制御棒クラスタより軽量とすることで、燃料体等の冷却性、使用済燃料ピットラック及び使用済燃料ピットクレーンの耐震性並びに使用済燃料ピットへの波及的影響の観点から、悪影響を及ぼさない設計とする。</p>
今回申請の基本設計方針	<p>未臨界性維持に係る貯蔵領域の設定を廃止するとともに、SFP用中性子吸収体（制御棒クラスタ（計測制御系統施設のうち制御材と兼用しているもの及び兼用していないもの）及びSFP用中性子吸収棒集合体）の核燃料取扱施設及び貯蔵施設の重大事故等対処設備としての機能に期待しないこととすることから、<u>関連する基本設計方針を削除する。</u></p>
本申請書での対応	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>貯蔵領域の設定及びSFP用中性子吸収体に係る基本設計方針を削除</u> ・<u>SFP用中性子吸収体は重大事故等対処設備として使用しなくなることから、適合性を確認する必要はなく、審査対象条文とならない。</u> <p>なお、<u>SFP用中性子吸収体を撤去しても臨界に達しないことについては、第69条にて説明する。</u></p>

（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

第六十九条

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

適合のための設計方針

第2項について

	適合のための設計方針
既認可の基本設計方針	<p>（基本設計方針）</p> <p>2. 燃料貯蔵設備 <中略></p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、臨界にならないよう配慮したラック形状、燃料配置及び制御棒クラスタ若しくは使用済燃料ピット用中性子吸収棒集合体（以下「使用済燃料ピット用中性子吸収体」という。）配置において貯蔵領域を設定することにより、スプレイや蒸気条件においても臨界を防止する設計とする。</p>
今回申請の基本設計方針	<p>2. 燃料貯蔵設備 <中略></p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、可搬型スプレイ設備にて、使用済燃料ピットラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注水、スプレイ及び蒸気条件のもと、制御棒クラスタ等の中性子吸収効果を考慮せず</u>に実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下で臨界を防止できる設計とする。</p>
本申請書での対応	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり基本設計方針を変更 ・添付資料2「燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書」を添付

1, 2号機の使用済燃料ピットの燃焼度や中性子吸収体の有無を考慮せずに臨界を防止する設計への変更に関して、「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを確認した。